

平成 20 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 安 楽 亭
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 本 多 英 明
(T E L 048-859-0555)

株式会社安楽亭第 2 回新株予約権の買入消却に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 12 日に開催した取締役会において、残存する全ての株式会社安楽亭第 2 回新株予約権を、下記のとおり当社が買入れ、その後直ちに消却する(以下「買入消却」といいます。)ことを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 買入消却する新株予約権の銘柄

株式会社安楽亭第 2 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

2. 買入消却日

平成 20 年 9 月 29 日

3. 買入消却の内容

(1) 買入消却する本新株予約権の総数：439 個

ただし、買入消却日の前銀行営業日までに本新株予約権の行使があった場合はこれより減少します。

(2) 買入価額：本新株予約権 1 個あたり金 20,000 円

(合計 8,780,000 円。ただし、買入消却日の前銀行営業日までに本新株予約権の行使があった場合はこれより減額します。)

(3) 消却後に残存する本新株予約権の数：0 個

(4) 本新株予約権を買入消却する理由

当社は、企業価値をより一層高めるべく、低コスト経営への経営改革を推進しております。その一環として、新株予約権の発行及び行使を通じた株主資本の強化により、できる限り長期借入金等の有利子負債を返済し、より健全な財務体質になることを目指しております。当社は平成 19 年 10 月 24 日、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited(以下「LBCCA」といいます。)を割当先として本新株予約権を発行致しました。いまだ行使期間も残っており、現在も転換も進んでおりますが、平成 20 年 7 月中旬頃より、当社普通株式の VWAP が本新株予約権の下限行使価額である 542 円前後を推移し、平成 20 年 9

月に入ってからには当社普通株式の株価は下限行使価額を下回る状況が続きました。この状況が続くと、本ローン契約は第 2 回新株予約権の発行に合わせて当社がリーマン・ブラザーズ証券株式会社との間で締結した 2007 年 10 月 9 日付 Facility Agreement に基づくローン債権（17 億 56 百万円）が繰上償還される可能性が生じました。そこで、新株予約権の行使価額を現在の株式市場の水準に合わせるべく、また、より効果的な株主資本の強化を目的として、新株予約権の行使価額を現在の株式市場の水準に合わせるべく、株式会社安楽亭第 3 回新株予約権（439 個）の発行を決議しました（詳細は本日公表の「第三者割当てによる第 3 回新株予約権（MSW）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。）。株式会社安楽亭第 3 回新株予約権はいわば本新株予約権の行使価額を変更するために新たに発行する手続きをとったものですから、当社はLBCCA と協議し、残存する本新株予約権（439 個）の全てを買取消却することにいたしました。

4. 業績に与える影響

今回の本新株予約権の買入消却によって当期の業績に与える影響はありません。

以 上